

	新潟市教育委員会 平成18年2月 定例会会議録			
日 時	平成18年2月20日(月) 午後3時00分			
場 所	市役所 第2分館 3階 教育委員会室			
出席委員 (5名)	高 山 委員長	欠席委員		
	白 勢 委 員			
	山 田 委 員			
	小 池 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (27名)	職・氏 名		職・氏 名	
	学校教育部長	加 藤 三 郎	横越教育事務所長	神 田 弘
	生涯学習部長	佐 藤 信 幸	亀田教育事務所長	石 澤 正 明
	総 務 課 長	眞 島 幸 平	岩室教育事務所長	山 上 光 男
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	西川教育事務所長	市 橋 勝
	施 設 課 長	関 尚 久	味方教育事務所長	星 野 昭 生
	学校指導課長	伊 藤 充	潟東教育事務所長	斉 藤 丈 男
	保健給食課長	片 田 幹 博	月潟教育事務所長	登 石 純 一
	生涯学習課長	八 木 秀 夫	中 之 口 教育事務所長	宮 本 周 英
	青 少 年 課 長	伊 田 千 代 子	巻教育事務所長	近 藤 義 衛
	体 育 課 長	渡 辺 茂	生涯学習センター 次 長	三 保 恵 美 子
	新津教育事務所長	笹 川 正 文	総務課長補佐	斎 藤 仁
	白根教育事務所長	櫻 井 文 一	総 務 係 長	大 井 聡
	豊栄教育事務所長	吉 川 剛 史	総 務 課 主 事	山 際 幸 太
小 須 戸 教育事務所長	田 沢 広 一			
その他の出席 者(名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第50号	平成18年2月議会定例会の議案について (1) 平成17年度新潟市一般会計補正予算について (2) 平成18年度新潟市一般会計予算について (3) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について (4) 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の制定について (5) 新潟市学校給食センター条例の一部改正について
	議案第51号	新潟市教育委員会の組織改正について
	議案第52号	新潟市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
	議案第53号	教育長専決処理について ・旧横越町町民プール業務上過失致死事件に係る懲戒処分手続きの事務の補助執行について
報告 (1件)	記 号	件 名
		今後のにいがた市民大学の基本的方向性について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 山田，小池両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 議案第50号（1）を上程，説明を求める。

○施設課長 議案第50号（1）平成17年度一般会計補正予算について，
○生涯学習課長 資料に基づき説明。

【説明概要】

学校施設に係る事業の歳入歳出補正，継続費補正，繰越明許費補正，地方債補正について説明（続いて中央公民館解体事業に係る繰越明許費補正について生涯学習課長説明）。

○委員長 質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

○委員長 議案第50号（2）を上程，説明を求める。

○学校教育部長 議案第50号（2）平成18年度新潟市一般会計予算について，
○生涯学習課長 資料に基づき説明。

【説明概要】

平成18年度予算のうち学校教育関係の歳入歳出予算額，主要事業について説明（続いて生涯学習部関係の歳入歳出予算，主要事業について生涯学習課長説明）。

○委員長 質問，意見を求める。

○山田委員 教育情報発信事業は，大変いい活動だなと思います。市民のみなさんから新潟市の教育がどうなっているかということを知っていただくために，やっていかななくてはいけないのですが，今までこういうことがあまり多くなかったように思います。そう

という意味で大変良いものだと思います。これは、例えば教育相談センターなどいろいろな機関から便りが出ていますが、そういうものとリンクしてやっていくのでしょうか。また、教育ビジョンに関わる事業になっているのでしょうか。

○総務課長

教育相談センター等の便りについては、その施設の活動を中心に行っているものですが、今回のものは特色ある学校の取組みですとか地域の取組みを中心にして、ビジョンで目玉にしている事業等を中心に、学校・地域で取組んでいるものについて情報発信していきたいと思っていますので、今の時点ではリンクさせてということまでは、考えていません。

○山田委員

ビジョンの実施計画をこれから作っていくわけですが、その計画の一部にぶら下がっているのですか。ビジョンから連なってきた実施計画ができて、そこに内容の周知が大事だということで、施策として広報の発行とか、ホームページを作るとかということになると、筋が通るわけですね。また予算も取りやすくなってくるのだと思うのですが。そういうことは、今のところ考えていないのですか。

○総務課長

実施計画のひとつになりますし、ビジョンとマニフェストの関係もあるのですが、マニフェストの中でもすばらしい教育については情報発信するというものがあります。

○委員長

年4回どうかたちで、広報するのですか。新聞折込だとかいろいろあると思いますが。

○総務課長

そこも当初考えたのですが、市報にいがたのように各家庭に配りますと、かなりの部数になり、予算もかなりのものになりますので、そこまでは今のところ考えておりません。

○学校指導課長

早くて6月か7月くらいに第1回目を出したいと考えております。

○委員長

どういう市民のみなさんに見てもらおうのですか。

○総務課長

各学校、支所、教育機関等に置くことを予定しています。

○委員長	発行部数はどのくらいになりますか。それと、今の教育委員会のホームページを直して、新潟市教育委員会と検索するとすぐに教育委員会のホームページが出るようにして、そこに入れば多くの人に見てもらえると思うのですが。
○総務課長	予算上で1回につき2千部です。
○小池委員	学校教育の中でそれぞれの学校が独自に特色を出すように、学校に創意工夫を促すような施策をとっていくことで、「総合的な学習の時間」支援事業がそういうものに当たると思うのですが、そこで3千7百万くらいの予算がついていますが、それ以外に学校独自の主体的な取組みを促進するような事業は、何か考えているのでしょうか。
○学校指導課長	オンリーワンスクール支援事業というものを来年度実施いたします。これは学校現場の教職員あるいは保護者と共同した色々な英知、アイデアがあるわけですので、この中ですばらしいものを全市的に展開していきたいと考えています。そこで全市的に展開するかどうかは別にして、各学校または各学校の教員と保護者ですばらしいアイデアを考えていただいて、そういうものに事業費を付けるということを平成19年度からしたいと考えています。18年度は、それをするために啓発のパンフレットを作って、こういう取組みをしますから、学校とか地域とかPTAを含めて、自分たちの学校らしい事業を考えてくださいという啓発期間としております。それを来年度に各学校から集めまして、選定委員会で選定をしたものに、予算を配当したいと考えております。
○小池委員	外国語指導助手配置事業に1億4千6百万円ほど組まれていますが、これは17年度と比べて増やしているものでしょうか。
○学校指導課長	平成17年度、18年度につきましては、旧新潟市でやっていたものと合併した市町村でやってきたものをそのまま組んでいきますので、特に増えてはおりません。
○小池委員	新潟市では現在どのくらいの外国語指導助手がいるのでしょうか。

○学校指導課長	現在29名を雇用しまして市内の小中学校で活用しています。
○白勢委員	大規模改造ですとか改修が多くありますが、近い将来それらの学校が統廃合になってしまうということは、ないのですか。
○施設課長	統廃合の見込めない学校を対象としております。
○山田委員	亀田適応指導教室の建設とあるのですが、それは教育相談センターと統合するという話はないのでしょうか。
○学校指導課長	新潟市には教育相談センターがありますし、合併した市町村におきましても適応指導教室を持っているところがあります。不登校の児童・生徒は、様々な状況がありまして、近くだと行けないけれども遠くだと行けるというような様々な状況があります。今のところ不登校の児童・生徒のための相談ネットワーク体制を教育相談センターを中心に作ろうと考えておりますが、亀田につきましては、現在使っている教室が古くて手狭になりましたので、亀田駅の近くに新しく建設します。鉄道のすぐ近くですので、亀田の子どもたちを含めて多くの地域から来るようなかたちにしまして、それぞれの適応指導教室が教育相談センターを中心に連絡を取りまして適応指導を続けていこうと考えております。
○委員長	要・準要保護児童生徒援助費を見直すとはありますが、この理由を説明していただけますか。
○学務課長	この制度につきましては、昭和31年から国事業として実施されてきましたが、その後対象者が増えてきている中で、最近特にこの対象者が急速に伸びてきています。この制度は、経済的に困っている児童・生徒に学用品等を援助する大事な制度でありますので、この制度を今後も持続していくためには、制度自体の見直しをするということで、若干収入の多い方には、支給する金額を削減することによりこの制度を見直しさせていただくものであります。
○委員長	現在の支給基準というのは、生活保護基準費の1.4倍でしたでしょうか。これは他都市と比べるとどうなんですか。

○学務課長	政令市の平均では、1.2倍でして、一番高い基準になっています。
○委員長	例えば旧新津、旧白根、旧豊栄とでは、どうでしょうか。
○学務課長	旧亀田で新潟市と同じ1.4倍でしたが、他の合併した市町村は、1.3倍、1.2倍、1.0倍というものでした。
○委員長	亀田と新潟以外の方は、今は基準額が上がっているということですか。
○学務課長	1.4倍の基準になりましたので、上がったということになります。
○委員長	援助金は、保護者に支払われるのですね。
○学務課長	申請をされる方が保護者ですので、保護者に直接支払います。ただ場合によっては、給食費など、直接学校に支払う制度もあります。この場合、受領委任ということで保護者から委任状を書いていただいて、学校に支払います。
○委員長	その制度を利用している人はどのくらいいますか。
○学務課長	平成16年度で約3.1パーセントです。
○委員長	ほとんどがいったん保護者に給食費を払って、それを学校に入れていただいているということですか。
○学務課長	そうなります。
○委員長	一部にはそれも滞納しているという話がありますが、それは事実ですか。
○学務課長	そういう方がいるということは聞いております。
○委員長	というと生活費に充てられているということになるのですか。
○学務課長	保護者の方に給食費、学用品費ということで援助しているのに

	学校に払っていただいていないということですので。
○委員長	そういう滞納した子どもたちの給食費はどうなるのですか。
○保健給食課長	給食費については、私会計でありますので、学校と保護者との問題となりますが、校長先生が各家庭の事情を勘案しながら徴収を粘り強くやっていると聞いております。
○委員長	この見直しを機に、そういったことについて何か手をいれるという考えは、ありますか。
○学務課	給食費の場合ですと、学校で使われたものをいったん保護者に支払って、また学校に保護者が払っていることになっていきますので、直接学校に支払うことが可能かどうか検討してみたいと思います。
○委員長	見直しにつきましても段階的ということですが、これはどういうことですか。
○学務課長	今まで援助してきたものを一度に引き下げるということになりますと、今まで援助している方に影響がありますので、少しでもそれを緩和するために3年間で段階的に理解を得ながら進めていくこととなります。
○委員長	減額はするけれども、中学生の学用品費は引き上げるわけですね。
○学務課長	学用品費の費用がかかっているという現状がありますので、今まで市独自で中学生には2千円をプラスして支給してきましたが、今回の見直しの中で倍額の4千円を市独自の制度として支給するという事で拡充したいと考えております。
○委員長	今回の見直しで財源的にはどのようなになるのですか。
○学務課長	平成18年度におきましては、先ほどお話した学用品費の拡充もありますので、予算上は約4百万円の削減となっております。これが3年間に段階的にということですので、3年目の平成2

0年度には約9千8百万円の削減になると考えております。

○委員長

3年間で徐々に引き下げるといこと、市独自の措置として2千円引き上げたこと、さらに教育予算ではないのですが保育料を2人目4分の1引き下げるとい方針を決めております。そういうことからしますと、引き下げられることは心情的には理解できますが、市の財政状況など総合的にみて、止むを得ないのではないかと思います。

○山田委員

いろいろお話を伺いますと、新潟市は全国でもトップレベルと聞いております。そういうことを実際に1.4倍近くの人たちにどう伝えるのか、その人たちは既にもらっているわけですから、下がれば何か生活を圧迫することを行政がやっているのではないかという話になるかと思ひます。しかし、現実には月収に直すと1.4倍というのは、相当高い額で、そして相当数の人がそれに該当してくるといことで、そういうことを周知していかないと不満の出るもとなると思ひます。私も就学援助について新潟市はちょっとやりすぎだなといことは前から感じておりました。今回引き下げたいといことは、是非がんばってもらいたいとい気持ちですが、その内容を今受けている人たちに丁寧説明していくことが非常に大事だと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長

校内LANを整備するとあるのですが、どの程度使われているのですか。校内LANがないといけないのですか。

○学校指導課長

校内LANについては、各学校の中で教員同士が成績表ですとか教材ですとかを検討したり、表計算等をすぐに行うなど大変重宝していると聞いておりますので、現場では大変歓迎されていると思ひます。また、いちいち集まって職員会議をしなくても、軽微な連絡については校内LANによって、集まって会議をすることを最小限にして、その分の時間で子どもたちを観察したり、子どもたちと時間を過ごすことができると聞いておりますので、それ自体は大変すばらしいことかと思ひます。

○山田委員

学力向上対策についてですが、学力テストを実施して結果を出す、周知する、実はそれはスタートであってその次に行政としてどういことをお願ひしていく、支援していくことが学力向

上につながるのか、やっていること、また、その方向があればお話しいただきたい。

○学校指導課長

ご指摘のとおりでありまして、学力実態を把握することは入口にすぎないと考えております。学校指導課では、各学校で学力テストをやっただきまして、その結果を集計しますが、その結果自体を学校で学年別に分析をしていただきます。さらに教科別に分析をしていただきまして、全市と自分の学校を比べ、自分の学校のどの教科の学力実態がどの程度のレベルなのかを考えたり、どこが学力的に今後集中的に取り組まなければいけないかという課題を設けて、それをまず学校ごとの課題とします。さらにその課題からその次の年にどのような学力向上策を学校ごとにとるのかということを計画していただきまして、1年間それを実施していただいております。そして、その結果を集計しています。つまり、学力テストをやっ、それが各学校の指導方法の改善にまで結びつくようなかたちで取り組んでおりますし、その日々の状況につきましては、今年度から学校訪問を3年に1回から2年に1回に増加しました。そのような学校訪問の中でそれが具体的にどうなっているのかを把握しながら、全体として学力向上を進めていこうと考えております。

○山田委員

教員が学力向上について、意識的になるとならないとで、子どもの力が相当違ってくると思います。学校指導課のほうで指導主事が学校訪問を2年に1回やるということで、その際の協議の主要テーマになっているということで、大変良く分かりました。

○委員長

今回国も県も学力テストをやるといことで、子どもは3回も学力テストをやらなくてはいけなくなるのですか。

○学校指導課長

今回国がどうかたちで学力テストをするかということを探っておりますが、その全員なのか、ある学年のある学校なのかということもありまして、その辺の状況をはっきりしておきたいと思いますが、状況によってはそのようなこともあると考えられます。ただ、学力テストは先ほど申し上げましたとおり、単なるテストをするのではなくて、子どもなり学校なりが、自分がどの程度分かったということ自分で分かるという自己評価のチャンスでもありますので、それが単なるわずらわしいと

	か、マイナスに働かないように、評価自体がプラスに働くようなかたちで考えていきたいと思います。
○委員長	学力テストを受けるほうとして、現場の先生方の業務量は多くなるのですか。
○学校指導課	新潟市の学力テストは、分析ですとかは業者がやっていますので、学校の負担はありません。国や県のテストが学校にそれをさせるということになりますと、実際に県のほうは学校の教員がしなければいけないことがあるという話ですが、そのような業務量が増えますと確かにそういった指摘はあると思います。ただ、視点を変えまして教師が自分の手で採点をするということは、教育の基本でもありますので、そのようなことによって真に自分のクラスの子どもがどの程度の到達度になっているのかということをしっかり掴むことができると言えますので、一概に負担であるということにならないと思います。
○委員長	小中高等学校指定避難所耐震補強とありますが、耐震診断はここに記載された分で終わりですか。
○施設課長	指定避難所の耐震診断補強につきましては、17年度と18年度で全て耐震診断を終えます。その診断の中で補強費用を算定しまして、翌年度から平成25年までで補強工事の予算要求を年10校ずつ行っていこうと考えております。
○委員長	補強の順序は、あるのですか。
○施設課長	17年度、18年度で診断をしまして、耐震の数値が低い学校を優先的に考えていかなければならないと考えております。
○委員長	冷房設備の進捗率はどうですか。
○施設課長	旧市内については、今年度で終わる予定です。18年度から、新市域の学校でまだ設置されていない学校に設置していきます。
○委員長	非常通報装置の設置とありますが、これは警備会社につながるものですか。

○施設課長	はい。
○委員長	その警備会社に対する支出があるのですか。
○施設課長	この非常通報装置の設置につきましては、不審者等の侵入が心配される事態とか警備員の支援が必要な事態が生じたときに、この装置のボタンを押しますと、概ね10分以内に警備員が駆けつけますので、それによって非常事態の解消を目指すものがあります。今、夜間の警備をやっておりますので、日中の警備の分として、その非常通報装置の分を追加して契約するということとなります。
○白勢委員	警備員は、いざという時にあてになるのでしょうか。事件が終わった後に駆けつけるということにならないのでしょうか。むしろ警察に直接つなげるという方法もあるのではないのでしょうか。
○施設課長	新潟県の警備業法の施行細則によりますと25分以内に駆けつけばよいことになっておりますが、実際には10分以内に地域の拠点から駆けつけるのが実績だそうです。非常通報装置のボタンが押されますと、警備員が出動しまして警備会社のほうから学校に状況の問い合わせが入ります。その状況に応じて警備会社から警察に連絡がいきます。いろいろな状況がありますので、全て警察に行くわけではなく、警備員で十分に対応できる事案もあろうかと思えます。
○委員長	特別支援教育サポートネットワーク事業は、来年度の目玉といえますか、大事な事業ではないかと思いますがどうですか。
○学校指導課長	学校指導課としては一番重要な施策と考えております。とにかく発達障害の子どもたちに対して、普通学級の教室で授業が受けられるような体制をつくらなければいけないわけですので、それを実現するために、特別支援サポート室をつくり、各区ごとに推進校を置き、そこに地区コーディネーターを指名し、さらにソーシャル・スキル・コーチを配置します。そういうかたちで全ての学校を支援していきます。全ての学校、全ての教室の担任は、そういうところに相談しますと何らかのかたちで対

応策が示されますし、また、自らも研修をして、そういう子どもたちを受け入れた場合、自分がどのように指導するかを研修していくという、総合的な対策であります。このネットワーク事業は、単なる障害児教育のみならず、普通学級の普通の教育についても重要な役割を果たすと考えております。

○山田委員

これは、人も措置するのですか。

○学校指導課長

この特別支援教育サポート室には、今現在、障害児担当の指導主事が2人でしたが、1名増員しますし、相談業務を行う嘱託の相談員を配置します。ソーシャル・スキル・コーチは、8つの地区に推進校を置きますが、そこに非常勤でその区の子どもたちに教師とともに指導したりするような人員を配置する計画です。

○山田委員

特に特別支援教育の場合、人材によるところがあると思いますが、そういうふういきちんと人が措置されると、活動がしやすくなると思います。

○委員長

不審者情報メール配信事業ですが、これは具体的にどのようなものですか。

○学校指導課長

不審者が、どこに、いつ、どのような不審者が出たという情報をすでに配信するシステムは、多くのところにありますし、新潟市自体も市長部局で今年度実施される予定であります。ただ、実際に保護者が知りたいのは、そうだから自分の学校の子どもたちが早あがりになるとか、明日は登校が遅くなるか、学校ごとの具体的な対応が知りたいということが主であります。現在は、それを文書で流したりしておりますが、なかなか時間がかかることもありまして、それを10校実験校にしまして、そういう不審者情報が市教委から学校にいった場合、それをもとに学校としてどのような対応をするかということ保護者の携帯に流すシステムの研究をしていただくというものでありまして、学校ごとの情報をどういうふうにより共有化するかという研究をするものであります。

○委員長

AEDは、高校に必要なんでしょうか。

○保健給食課長	高校はかなり激しい部活動をしますし、養護学校も脆弱な体質の子どももいるということで、高校と養護学校をあげてあります。
○委員長	県立高校はどうですか。だいたい配置されているものですか。
○保健給食課長	配置しているところと、配置していないところとあります。
○委員長	高校生くらいになると自分で操作ができるのですか。
○保健給食課長	訓練をすればできると思います。また、消防局の協力を得ながら教員等に訓練をしてもらって、咄嗟の場合にはすぐに活用できるようにしたいと考えております。
○委員長	アクティブシニア支援事業であります。20万円というのはい少ないようですが。
○生涯学習課長	公民館でモデル的にやっておりますので、2007年までに拡充をしたいと考えております。
○委員長	ふれあいスクール事業ですが、旧新潟市以外ではどのくらいあるのですか。
○青少年課長	今まであった18校が全て旧新潟市です。18年度新規5校ですが、そのうち3校が旧新潟市で、2校が新津と月潟になります。
○委員長	ほかに質問、意見を求め、全員異議なく可決する。
○委員長	議案第50号(3)を上程、説明を求める。
○学校指導課長	議案第50号(3)新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について、資料に基づき説明。 【説明概要】 新潟県人事委員会の勧告により県の給与条例が改正され、これに伴い改正する新潟市の条例の改正内容等について説明。
○委員長	質問、意見を求める。

○委員長	勤務成績を給与に反映させるとういことですが、一般の会社でいう職能給を導入するようなことになるのですか。
○学校指導課長	普通昇給と特別昇給を勤務実績に基づく昇給に一本化するということでもあります。
○委員長	勤務実績とは、どういうものになりますか。
○学校指導課長	基本的には各校長が1年間における勤務成績を教育委員会に報告して、それによって行うということになります。
○委員長	これは数値化されるのですか。
○学校指導課長	休職の日数ですとかで数値化されるものがあります。
○山田委員	実力がどうだという勤務評定はないのですね。
○学校指導課長	勤務評定によって決まるわけではありません。
○委員長	ほかに質問、意見を求め、全員異議なく可決する。
○委員長	議案第50号(4)を上程、説明を求める。
○学校指導課長	議案第50号(4)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の制定について、資料に基づき説明。 【説明概要】 今まで規則で定めていた特殊勤務手当の種類、金額等をあらためて条例で制定する制定理由、制定内容等について説明。
○委員長	質問、意見を求め、全員異議なく可決する。
○委員長	議案第50号(5)及び議案第52号を上程、説明を求める。
○保健給食課長	議案第50号(5)新潟市学校給食センター条例の一部改正及び議案第52号新潟市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、資料に基づき説明。 【説明概要】

	新しい新津西部学校給食センターの設置に伴い改正する条例及び規則の改正内容について説明。
○委員長	質問，意見を求め，全員異議なく可決する。
○委員長	議案第51号を上程，説明を求める。
○総務課長	議案第51号教育委員会の組織改正について，資料に基づき説明。 【説明概要】 地方自治法の規定に基づき，18年度の教育委員会の組織改正について市長に協議すること，組織改正内容について説明。
○委員長	質問，意見を求める。
○委員長	今日のニュースに出ていましたが，民間人を新しく4人入れると，この中に教育とあったのですが，教育委員会に入ってくるということですか。
○総務課長	教育政策監という名称で置くことで考えております。3月の組織規則の改正では，そういう職員を置くことができるという規定を設ける予定であります。
○山田委員	どこで何をやるのですか。
○総務課長	今現在の考えでは，地域と学校ふれあい推進とビジョンの進行管理を中心にやっていただこうと考えております。
○委員長	ほかに質問，意見を求め，全員異議なく可決する。
○委員長	議案第53号について，人事案件のため非公開とし，会議の最後に審議したいと思います。
○全委員	全員異議なく了承する。
第4 報 告	
○生涯学習センター次長	今後のにいがた市民大学の基本的方向性について，資料に基づき報告。

【報告概要】

にいがた市民大学検討委員会から出された今後のにいがた市民大学の基本的方向性についての提言の内容等について報告。

○委員長

質問，意見を求める。

○山田委員

以前に教育関係の講座を受けたのですが，大変質の高い内容で，大変よかったですと思います。ただ問題は，受けている人が固定されていて，私のようにぼつんと1人で行った人がなかなか入りづらい雰囲気になっていて，仲間同士で楽しくやっている雰囲気があって，後で入る人が入りづらいというように感じました。しかし，18年度にそのことについてシンポジウムを開き検討していくというお話で，大変良いことだと思います。新潟大学などもやっていますし，そういうものが増えてきておりますので，今までと違ったかたちのほうが良いのかどうか，ニーズを確かめてやっていくことに賛成です。

○委員長

受講要件の緩和というのは，どういうことですか。

○生涯学習センター
次長

年齢要件がありましたので，子どもでも興味があれば入れるようにしたいと思いますし，ゼミナールにつきましては，何回以上前期を受けていないとだめだとか，最後にゼミのレポートを提出しなければならないことになっています。講座によってはゼミのレポートがなくてもいいという話もありますので，全部ではありませんがフレキシブルに考えていきたいと思っています。

○委員長

開催曜日は，土日はないのですか。

○生涯学習センター
次長

日曜日はありませんが，2講座設けております。

○小池委員

この時期に再検討をして，方向性を出したというのは適切な判断であったと思います。やはり10年経てば社会のニーズも変わりますし，経験を生かして改善をするということは当然であると思います。この出された方向性については，現代の社会に合っていますし，自立した市民を育てるといふもともとの市民大学の趣旨に沿っていますので，これで良いと思います。

第5 次回日程

- 委員長 次回の日程について説明を求める。
- 総務課長 3月定例会は3月17日（金）午後2時から、3月臨時会は3月30日（木）午後2時から、4月定例会は4月11日（火）午後3時からでお願いしたい。
- 全委員 全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

- 委員長 午後5時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員